医療法人三九会　三九朗病院居宅介護支援事業所運営規程

〔事業の目的〕

第１条　医療法人三九会三九朗病院が開設する三九朗病院指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」とする）が行なう指定居宅介護支援事業（以下「事業」とする）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し適正な介護支援業務を提供することを目的とする。

〔事業の方針〕

第２条　事業所の運営について、管理者並びに従業者は次の運営方針に従い業務を遂行する。

１　事業所は、利用者が要介護状態となった場合、居宅において可能な限りその心身状況に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して事業を行う。

２　事業所は、利用者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行なう。また、利用者が申請を行なっているか否かを確認し、その支援も行う。

３　事業所は、利用者の選択により、心身状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービスを事業所の連携を得て、総合的かつ効果的に介護サービス計画書を提供できるよう配慮する。

４　事業所は、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類が、特定の事業者に不当に偏することのないよう公平、中立に行う。

５　事業所は、事業の実施にあたり、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所や介護保険施設等との連携に努める。

〔事業所の名称等〕

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

１　名　称　　医療法人三九会　三九朗病院居宅介護支援事業所

２　所在地　　豊田市小坂町７丁目 80 番地

〔職員の職種、人員及び職務内容〕

第４条　事業所に勤務する職員の職種、人員及び職務内容は次のとおりである。

１　管理者１名（常勤、介護支援専門員と兼務）

（１）　管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（２）　支障が無い限り他の業務との兼務をしても差し支えない。

２　介護支援専門員４名　(常勤専従職員３名、管理者兼務１名)

介護支援専門員は、第２条の運営方針を遵守し、居宅介護支援業務に当たる。

〔営業日及び営業時間〕

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

１　営業日　毎週月曜日から土曜日までとする。

ただし、国民の休日及び 12 月 29 日から１月３日までを除く。

２　営業時間　月曜日から土曜日、午前８時 30 分から午後５時 30 分までとする。

〔居宅介護支援事業の提供方法〕

第６条　居宅介護支援事業の提供方法については、次のとおりである。

１　事業所の管理者は、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者から求められた時は、これを提示すべき旨を指導する。

２　事業所は、利用者の要介護認定等の確認及び申請の代行の場合、その者の提示する被保険者証の確認を行う。

また、要介護認定を受けた者から、事業の提供依頼があった場合は、被保険者証と要介護認定の有無、認定区分及び有効期間を確認する。

３　事業所は、介護等を要する者の早期発見に努め、事業の実施地域等の利用者からの申請が行なわれていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行なわれるように支援する。

４　要介護認定等の更新申請について、現在の要介護認定等の有効期間が終了する１ヶ月前からできるように必要な支援を行なう。

５　事業所は、要介護認定等の居宅サービス計画の作成にあたっては、医療保健サービス・福祉サービス等のサービス事業者と連携し、利用者の承諾を得て総合的かつ効率的にサービス提供されるよう手続きを行う。また、サービス事業所の選択にあたっては利用者若しくはその家族の自由な選択を尊重し、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることが可能であることを説明し、理解を得て同意を得るものとする。

６　居宅介護支援の提供の開始にあたって、利用者等に対し前６ヶ月間に当該事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という）が位置付けされた居宅サービス計画の占める割合、前６月に当該事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けされた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合につき説明を行い、署名による同意を得るものとする。

７　予め、利用者等に対し、利用者が病院若しくは診療所（以下「医療機関等」という）に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を医療機関等に対し伝えるよう依頼を行うこととする。なお、日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することを依頼するものとする。

８　事業所は、以下のいずれかに該当する正当な理由がない場合、事業の提供を拒否してはならない。

（１）　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合

（２）　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合

（３）　利用申込者が他の指定居宅介護支援事業所にも併せて指定居宅介護支援の依頼を行っていることが明らかな場合

〔居宅介護支援事業の内容〕

第７条　居宅介護支援事業の内容は次のとおりとする。

１　居宅サービス計画の作成

（１）　管理者は介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものと

する。

2　利用者に対する情報提供

（1）居宅サービス計画作成にあたっては、利用者及び家族等に対し、当該地区における指定居宅サービス事業者の名簿、サービス内容、利用料金の情報を提供し、利用者が希望するサービス事業者の情報を適切に説明する。複数のサービス事業者等の紹介の求め等があった場合には誠実に対応し、利用者又はその家族のサービスの選択が可能となるように支援する。

3　利用者の実態把握

（1） 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成にあたって利用者の有している能力、提供を受けているサービス、そこにおかれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、解決すべき課題を把握しなければならない。

4　居宅サービス計画の原案作成

（1） 居宅サービス計画書の作成手法は、居宅サービス計画ガイドライン方式とする。

（2） 介護支援専門員は、利用者及びその家族等の指定された場所においてサービスの希望並びに利用者について、把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等の対象サービスが提供される体制を勘案して、サービスの目標、達成時期、サービス提供をするうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案作成を行なう。

5　サービス担当者会議の開催

（1） 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づいたサービス担当者に対し、会議の招集、照会等を行うことにより、当該居宅サービス計画の原案内容について、専門的な視点から意見を求めるものとする。

（2） サービス担当者会議の開催場所は、第 3 条に規定する事業所と同一敷地内の会議室、利用者宅、入院先の病院とする。

6　居宅サービス計画の説明、同意及び交付

（1） 介護支援専門員は、利用者､家族等に対し、サービスの種類、内容、利用料等について説明し、文書により同意を得、当該居宅サービス計画を交付する。

7　サービス実施状況の継続的な把握、評価

（1）介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者及び家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、実施状況の把握を行い、必要に応じて適宜、利用者の課題把握を行う。その他、居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整、その他の便宜の提供も行う。

（2）介護支援専門員は、サービス実施状況の把握をするため月１回以上の訪問を行う。

（3）介護支援専門員は、サービス実施状況の正当な評価を行うため１ヶ月に１回以上モニタリングを行う。

8　介護保険施設の紹介等

（1）介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入所等を希望する場合においては、介護保険施設へ紹介その他の便宜の提供を行う。

（2）介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又退所しようとする要介護者から依頼があ

った場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、居宅サービス計画の作成等、必要な援助を行う。

〔利用料、その他費用〕

第 8 条　指定居宅介護支援事業を提供した場合の利用料の額、その他の費用については次のとおりとする。

1　指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しない。

2　通常の事業実施地域及びその地域以外の利用者から要請があった場合の交通費は無料とする。

〔通常の事業の実施地域〕

第 9 条　事業所の通常の実施地域は別紙記載のとおりとする。

1　実施地域外については、その都度対応を協議する。

2　実施地域外対応に関わる諸費用は無料とする。

〔法定代理受領サービスに係る報告〕

第 10 条 法定代理受領サービスに係る報告は次のとおりとする

1　事業所は毎月、当該国民健康保険団体連合会に対し、居宅介護サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2　事業所は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費又は特例居宅支援サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を当該国民健康保険団体連合会に対して提出する。

〔個人情報の保護〕

第 11 条　事業所は、利用者及びその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

1　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2　従業者であった者に、事実上知り得た利用者及び家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容に含むものとする。

〔相談・苦情・ハラスメントへの対応〕

第 12 条　利用者又はその家族からの相談・苦情・ハラスメントへの対応については次のとおりとする。

1　利用者又はその家族から相談・苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに、必要な措置を講じる。利用者またはその家族からの相談・苦情・ハラスメントが発生した場合には、管理者に報告するものとする。

2　利用者又はその家族からの相談・苦情・ハラスメントが発生した場合には、当該相談・苦

情・ハラスメントの内容等を記録するものとする。

3　事務所は、提供した事業に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4　事業所は、提供した事業に係る利用者およびその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

〔身体拘束等の適正化〕

第 13 条

1　利用者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。

2　やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない記録を記載する。

〔虐待の防止〕

第 14 条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

1　虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的（年 1 回以上）に開催し、その結果を従業者に周知徹底を図る。

2　事業所は、虐待の防止推進のための指針を整備する。

3　従業者に対し、虐待の防止のための研修（年 1 回以上）を開催する。

4　前号に掲げる措置を適切に実施するため担当者を設置する。

〔感染症予防、まん延防止の対策〕

第 15 条　事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じる。

1　事業所内における感染症の予防又はまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底を図る。

2　事業所は、感染症予防に対する平常時の対策及び発生時の対応を規定した指針を整備する。

3　事業所は、従業者に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修（年 1 回以上）及び訓練（年 1 回以上）を実施する。

4　前号に掲げる措置を適切に実施するため担当者を設置する。

〔業務継続計画の策定〕

第 16 条　事業所は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」という。）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じる。

1　事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修（年 1 回以上）及び訓練（年 1 回以上）を実施する。

2　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う。

〔事故発生時の対応〕

第 17 条　事故発生時の対応は次のとおりとする。

1　介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供により利用者本人に事故が発生した場合には速やかに管理者、市町村、利用者の家族等及び利用の介護サービス事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

〔損害賠償〕

第 18 条　損害賠償については次のとおりとする。

1　事業所は、指定居宅介護支援の提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する。但し、利用者または利用者の家族に重大な過失がある場合はこの限りではない。

〔従業者の研修等〕

第 19 条 その他運営に関する重要事項について

1　事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

（1） 採用時研修　採用後 3 ヶ月以内

（2） 継続研修　　年 2 回以上

2　事業所は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するため定期的に必要な研修を行う。また、相談に対応する担当者を定め適切な対応を図る。

〔その他運営に関する重要事項〕

第 20 条　その他運営に関する重要事項について

1　介護支援専門員は、サービスの提供を利用者に強要したり、当該事業者から金品その他の財産上の利益を収受したりしてはならない。

2　この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人三九会三九朗病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付　則

この規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 13 年 4 月 1 日から改訂し実施する。

この規定は、平成 16 年 3 月 1 日から改訂し実施する。

この規定は、平成 17 年 5 月 11 日から改訂し実施する。

この規定は　平成 17 年 9 月 12 日から改訂し実施する。

この規定は、平成 18 年 4 月 1 日から改訂し実施する。

この規定は、平成 18 年 5 月 29 日から改訂し実施する。

この規定は、平成 19 年 1 月 11 日から改訂し実施する。

この規定は、平成 19 年 4 月 11 日から改訂し実施する。

この規定は、平成 20 年 1 月 11 日から改訂し実施する。

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から改訂し実施する。
この規定は、平成 22 年 7 月 1 日から改訂し実施する。
この規程は、平成 23 年 6 月 11 日から改訂し実施する。
この規程は、平成 24 年 1 月 11 日から改訂し実施する。
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から改訂し実施する。
この規程は、平成 25 年 1 月 28 日から改訂し実施する。
この規程は、平成 25 年 7 月 19 日から改訂し実施する。
この規程は、平成 26 年 2 月 1 日から改訂し実施する。
この規程は、平成 26 年 2 月 4 日から改訂し実施する。
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から改訂し実施する。
この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から改訂し実施する。
この規定は、平成 27 年 10 月 1 日から改訂し実施する。
この規定は、平成 28 年 2 月 1 日から改訂し実施する。
この規定は、平成 28 年 3 月 1 日から改訂し実施する。
この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から改訂し実施する。
この規定は、平成 28 年 5 月 11 日から改訂し実施する。
この規定は、平成 29 年 1 月 1 日から改訂し実施する。
この規定は、平成 29 年 2 月 1 日から改訂し実施する。
この規定は、平成 30 年 2 月 13 日から改訂し実施する。
この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から改訂し実施する。
この規定は、令和 2 年 2 月 1 日から改訂し実施する。
この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から改訂し実施する。
この規定は、令和 3 年 1 月 4 日から改訂し実施する。
この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から改訂し実施する。
この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から改訂し実施する。
この規定は、令和 6 年 8 月 1 日から改訂し実施する。
この規定は、令和 7 年 2 月 12 日から改訂し実施する。
この規程は、令和 8 年 1 月 5 日から改訂し実施する。
この規程は、令和 8 年 4 月 11 日から改定し実施する。

【別紙】

第９条　事業実施地域

（豊田市）

逢妻町、青木町、秋葉町、曙町、朝日町、朝日ケ丘、荒井町、池田町、生駒町、石野町、泉町、市木町、五ヶ丘、井上町、伊保町、今町、岩倉町、岩滝町、上野町、鵜ケ瀬町、梅坪町、畝部西町、畝部東町、上挙母、上原町、栄生町、永覚町、永覚新町、王滝町、大池町、大内町、大島町、大清水町、大畑町、大林町、大見町、小川町、鴛鴨町、押沢町、落合町、乙部ヶ丘、乙部町、小呂町、貝津町、柿本町、和会町、桂野町、金谷町、加納町、神池町、上丘町、上郷町、上高町、亀首町、加茂川町、河合町、川田町、川端町、神田町、勘八町、喜多町、京ヶ峰、京町、九久平町、国附町、久保町、幸海町、鴻ノ巣町、小坂町、小坂本町、越戸町、古瀬間町、寿町、琴平町、駒新町、駒場町、小峯町、挙母町、衣ヶ原、幸町、坂上町、栄町、桜町、篠原町、幸穂台、猿投町、三軒町、汐見町、志賀町、四郷町、枝下町、渋谷町、清水町、下市場町、下林町、下室町、城見町、浄水町、樹木町、昭和町、白浜町、新生町、陣中町、新町、神明町、水源町、住吉町、聖心町、石楠町、砂町、千石町、千足町、田町、大成町、太平町、高町、高岡町、高丘新町、高岡本町、高上、高崎町、高橋町、高原町、高美町、宝町、滝見町、竹生町、滝脇町、竹町、竹元町、田代町、田中町、田籾町、力石町、千鳥町、長興寺、司町、月見町、土橋町、堤町、堤本町、貞宝町、寺下町、寺部町、手呂町、天王町、渡合町、東新町、百々町、常盤町、渡刈町、十塚町、富田町、巴町、トヨタ町、豊松町、中町、中垣内町、中金町、中切町、長沢町、中島町、中田町、中根町、鍋田町、成合町、西町、西岡町、錦町、西新町、西田町、西広瀬町、西山町、日南町、野口町、野見町、野見山町、配津町、白山町、八幡町、花丘町、花園町、花本町、林添町、東梅坪町、東広瀬町、東保見町、東山町、久岡町、日之出町、平井町、平芝町、平戸橋町、平山町、広川町、広久手町、広路町、広田町、広幡町、広美町、深田町、福受町、藤沢町、扶桑町、双美町、平和町、豊栄町、宝来町、芳友町、細谷町、穂積町、保見ヶ丘、保見町、本町、本新町、本地町、本田町、本徳町、舞木町、前田町、前林町、前山町、桝塚西町、桝塚東町、松ヶ枝町、松平町、松平志賀町、松嶺町、丸根町、丸山町、美里、瑞穂町、水間町、御立町、緑ヶ丘、御船町、宮町、宮上町、宮口町、美山町、宮前町、室町、御幸町、御幸本町、美和町、明和町、元城町、元町、元宮町、森町、八草町、社町、矢並町、山中町、山之手、横山町、吉原町、竜神町、竜宮町、若草町、若林西町、若林東町、若宮町

（みよし市）

三好丘、三好丘桜、三好丘緑、三好丘旭、ひばりヶ丘